

令和6年第4回定例会
議案等参考資料

1 議案第 9 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第14条 教育相談員であつて、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。 4 前3項に定めるほか、教育相談員の期末手当の支給については、<u>給与条例の規定による期末手当の例による。</u> (勤勉手当) 第14条の2 教育相談員であつて、基準日に<u>それぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)</u>であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、<u>勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。</u> 2 勤勉手当の額は、基準日において<u>勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。</u> 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。 4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。	(期末手当) 第14条 教育相談員であつて、6月1日及び12月1日(以下<u>この条において</u>「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている教育相談員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない教育相談員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条第1項に定める額とする。 4 前3項に定めるところによるほか、教育相談員の期末手当の支給については、<u>常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</u>

改 正 案

現 行

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月 15 日以上 6 箇月未満 100 分の 95
- (3) 5 箇月以上 5 箇月 15 日未満 100 分の 90
- (4) 4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80
- (5) 4 箇月以上 4 箇月 15 日未満 100 分の 70
- (6) 3 箇月 15 日以上 4 箇月未満 100 分の 60
- (7) 3 箇月以上 3 箇月 15 日未満 100 分の 50
- (8) 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満 100 分の 40
- (9) 2 箇月以上 2 箇月 15 日未満 100 分の 30
- (10) 1 箇月 15 日以上 2 箇月未満 100 分の 20
- (11) 1 箇月以上 1 箇月 15 日未満 100 分の 15
- (12) 15 日以上 1 箇月未満 100 分の 10
- (13) 15 日未満 100 分の 5
- (14) 0 日 0

5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 勤務成績が良好な教育相談員 100 分の 97.5
- (2) 勤務成績が良好でない教育相談員 100 分の 86.5 以下

6 前5項に定めるほか、教育相談員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特 別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	略
	育児休暇（任用期間6箇月以上の教	生後満1年6月に達しない子を育てるため教育相談員が	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該教育相談員の配偶者が、当該	略

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特 別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の時間	略
	育児休暇（任用期間6箇月以上の教	生後満1年に達しない子を育てる教育相談員が、その子の	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性教育相談員にあっては、その子の当	略

改 正 案					現 行					
育相談員 で週3日 以上又は 年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談員に限 る。)	申し出た場合	教育相談員がこの 休暇を使用しよう とする日における この休暇(これに相 当する休暇を含 む。)を承認され、 又は労働基準法第 67条の規定により 同日における育児 時間(他の法律等の 規定によるこれに 相当する時間を含 む。)を請求した場 合は、1日2回それぞ れ60分から当該承 認又は請求に係る 各回ごとの期間を 差し引いた期間を 超えない期間)				育相談員 で週3日 以上又は 年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談員に限 る。)	保育のために 必要と認めら れる授乳等を 行う場合	該教育相談員以外 の親が当該教育相 談員がこの号の休 暇を使用しようと する日におけるこ の号の休暇(これに 相当する休暇を含 む。)を承認され、 又は労働基準法第 67条の規定により 同日における育児 時間を請求した場 合は、1日2回それぞ れ30分から当該承 認又は請求に係る 各回ごとの期間を 差し引いた期間を 超えない期間)		
育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談員で週 3日以上 又は年 121日 以上の勤 務を有する 教育相談 員に限 る。)	教育相談員の 配偶者が出産 する場合であ ってその出産 予定日の8週間 (多胎妊娠の場 合にあっては、 14週間)前の日 から当該出産 の日以後1年を 経過する日ま での期間にお いて、当該出産 に係る子又は小 学校就学の始 期に達するま での子(配偶者 の子を含む。) を養育する教 育相談員が、こ れらの子の養 育のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合	当該期間内にお ける5日の範囲内の期 間	略		育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談員で週 3日以上 又は年 121日 以上の勤 務を有する 教育相談 員に限 る。)	教育相談員の 妻(届出をしな いが事実上の 婚姻関係と同 様の事情にあ る者を含む。) が出産する場 合であってそ の出産予定日 の8週間(多胎 妊娠の場合に あっては、14週 間)前の日から 当該出産の日 以後1年を経過 する日までの 期間にある場 合において、当 該出産に係る 子又は小学校 就学の始期に 達するまでの 子(妻の子を含 む。)を養育す る教育相談員 が、これらの子 の養育のため 勤務しないこ とが相当であ ると認められ る場合	当該期間内にお ける5日の範囲内の期 間	略		
子の看護 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談員で週 3日以上 又は年 121日 以	義務教育終了 までの子(配偶 者の子を含む。) を養育する教 育相談員が、その子の看護 (負傷し、若 しくは疾病に かかったその	一の年に おいて5日 (義務教育 終了まで の子が2人 以上の場 合にあって は10日。 (その者の	略	略	子の看護 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談員で週 3日以上 又は年 121日 以	中学校卒業ま での子(配偶者 の子を含む。) を養育する教 育相談員が、そ の子の看護(負 傷し、若しくは 疾病にかかっ たその子の世	一の年に おいて5日 (中学校卒 業までの 子が2人 以上の場 合にあって は10日。 (その者の	略	略	

改 正 案					現 行				
上の勤務を有する教育相談員に限る。)	子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間)			上の勤務を有する教育相談員に限る。)	話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間)		
	略	略	略		略	略	略		
	略	略		略	略	略		略	
	夏季休暇(任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。)	略	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間ただし、分割して使用することができるものとする。	略	夏季休暇(任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。)	略	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間ただし、分割して使用することができるものとする。		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略			略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

(2) おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案						現 行					
別表第1 (第10条関係)						別表第1 (第10条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休暇	略	略	略	略		特別 休暇	略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
配偶者出 産 休 暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年121 日以上 の勤務を 有する職 員に限る。)	職員が配偶者 (届出をしない が事実上婚姻 関係と同様の 事情にある者 を含む。以下同 じ。)の出産に 伴い勤務しな いことが相当 であると認め られる場合	教育委員会が定め る期間内における2 日(勤務日ごとの勤 務時間の時間数が 同一でない職員に あつては、その者の 勤務時間を考慮し、 教育委員会が定め る時間)の範囲内の 期間	略			配偶者出 産 休 暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年121 日以上 の勤務を 有する職 員に限る。)	会計年度任用 職員が妻(届出 をしないが事 実上の婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。)の出産 に伴い勤務し ないことが相 当であると認 められる場合	町長が定める期間 内における2日(勤 務日ごとの勤務時 間の時間数が同一 でない会計年度任 用職員にあつては、 その者の勤務時間 を考慮し、町長が定 める時間)の範囲内 の時間	略		
育児休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年121 日以上 の勤務を 有する職 員に限る。)	生後満1年6月 に達しない子 を育てるため 職員が申し出 た場合	1日2回それぞれ60 分以内の申し出た 期間(当該職員の配 偶者が、当該職員が この休暇を使用し ようとする日にお けるこの休暇(これ に相当する休暇を 含む。)を承認され、 又は労働基準法第 67条の規定により 同日における育児 時間(他の法律等の 規定によるこれに 相当する時間を含 む。)を請求した場 合は、1日2回それぞ れ60分から当該承 認又は請求に係る 各回ごとの期間を 差し引いた期間を 超えない期間)	略			育児休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年121 日以上 の勤務を 有する職 員に限る。)	生後満1年に達 しない子を育 てる職員が、そ の子の保育の ために必要と 認められる授 乳等を行う場 合	1日2回それぞれ30 分以内の期間(男性 職員にあつては、そ の子の当該職員以 外の親が当該職員 がこの号の休暇を 使用しようとする 日におけるこの号 の休暇(これに相当 する休暇を含む。) を承認され、又は労 働基準法第67条の 規定により同日に おける育児時間を 請求した場合は、1 日2回それぞれ30分 から当該承認又は 請求に係る各回ご との期間を差し引 いた期間を超えな い期間)	略		
育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の職員で 週3日 以上又は 年121日 以上の勤 務を有す る職員に 限る。)	職員の配偶者 が出産する場 合であつてそ の出産予定日 の8週間(多胎 妊娠の場合に あつては、14週 間)前の日から 当該出産の日 以後1年を経過 する日までの 期間にある場 合において、当	当該期間内におけ る5日の範囲内の期 間	略			育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の職員で 週3日 以上又は 年121日 以上の勤 務を有す る職員に 限る。)	会計年度任用 職員の妻(届出 をしないが事 実上の婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。)が出産 する場合であ つてその出産 予定日の8週間 (多胎妊娠の場 合にあつては、 14週間)前の日	当該期間内におけ る5日の範囲内の期 間	略		

改 正 案					現 行				
		該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合				から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき			
子の看護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	義務教育終了までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	略	略	子の看護休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	略	略
略	略	略			略	略	略		
略	略		略		略	略		略	
夏季休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	略	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間		略	夏季休暇(任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る。)	略	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日(その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間		略

改 正 案					現 行				
			ただし、分割して使用することができるものとする					ただし、分割して使用することができるものとする	
	略	略	略		略	略	略		略
	略	略	略		略	略	略		略
	略	略			略	略			略
略		略	略	略	略	略	略	略	略
略		略	略	略	略	略	略	略	略

(3) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第12条 特別支援教育支援員であって、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前<u>6箇月以内</u>の特別支援教育支援員として在職期間における報酬(第9条及び第10条に定める時間外報酬及び休日労働報酬を除く。)の1月あたりの平均額とする。 4 前3項に定めるほか、特別支援教育支援員の期末手当の支給については、<u>給与条例の規定による期末手当の例による。</u>	(期末手当) 第12条 特別支援教育支援員であって、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、それぞれの基準日以前<u>6か月以内</u>の特別支援教育支援員として在職期間における報酬(第9条及び第10条に定める時間外報酬及び休日労働報酬を除く。)の1月あたりの平均額とする。 4 前3項に定めるところによるほか、特別支援教育支援員の期末手当の支給については、<u>常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</u>
(勤勉手当) 第12条の2 特別支援教育支援員であって、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であって、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、<u>勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしている特別支援教育支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない特別支援教育支援員については支給しない。</u> 2 <u>勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。</u> 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日	

改 正 案					現 行				
現在において、それぞれの基準日以前6箇月以内の特別支援教育支援員として在職期間における報酬（第9条及び第10条に定める時間外報酬及び休日労働報酬を除く。）の1月あたりの平均額とする。 4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月 15日以上6箇月未満 100分の95 (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90 (4) 4箇月 15日以上5箇月未満 100分の80 (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70 (6) 3箇月 15日以上4箇月未満 100分の60 (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50 (8) 2箇月 15日以上3箇月未満 100分の40 (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30 (10) 1箇月 15日以上2箇月未満 100分の20 (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15 (12) 15日以上1箇月未満 100分の10 (13) 15日未満 100分の5 (14) 0日 0 5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が良好な特別支援教育支援員 100分の97.5 (2) 勤務成績が良好でない特別支援教育支援員 100分の86.5以下 6 前5項に定めるほか、特別支援教育支援員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。									
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休 暇	略	略	略	略	特別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
配偶者出 産 休 暇 （任用期 間6箇月 以上の特 別支援教 育支援員	特別支援教育支援員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあつては、その者の勤		略	配偶者出 産 休 暇 （任用期 間6箇月 以上の特 別支援教 育支援員	特別支援教育支援員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあつては、その者の勤		略

改 正 案				現 行			
で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間		で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の時間	
育児休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	生後満1年6月に達しない子を育てるため特別支援教育支援員が申し出た場合	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間(当該特別支援教育支援員の配偶者が、当該特別支援教育支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間(他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。)を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	略	育児休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	生後満1年に達しない子を育てる特別支援教育支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の特別支援教育支援員にあっては、その子の当該特別支援教育支援員以外の親が当該特別支援教育支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	略
育児参加休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する特別支援教育支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当で	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	育児参加休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する特別支援教育支	当該期間内における5日の範囲内の期間	略

改 正 案					現 行				
		あると認められる場合				援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合			
子の看護休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	義務教育終了までの子（配偶者の子を含む。）を養育する特別支援教育支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（義務教育終了までの子が2人以上の場合にあっては10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	略	略	子の看護休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	中学校卒業までの子（配偶者の子を含む。）を養育する特別支援教育支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	略	略
略	略	略			略	略	略		
略	略			略	略	略			略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

(4) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案						現 行					
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休暇	略	略	略	略		特別 休暇	略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略	略	
配偶者出 産 休 暇 (任用期 間6箇月 以上の教 育相談支 援員で週 3日以上 又は年 121日以 上の勤務 を有する 教育相談 支援員に 限る。)	教育相談支援 員が配偶者(届 出をしないが 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。以下同 じ。)の出産に 伴い勤務しな いことが相当 であると認め られる場合	教育委員会が定め る期間内における2 日(勤務日ごとの勤 務時間の時間数が 同一でない教育相 談支援員にあって は、その者の勤務時 間を考慮し、教育委 員会が定める時間) の範囲内の期間	略			配偶者出 産 休 暇 (任用期 間6箇月 以上の教 育相談支 援員で週 3日以上 又は年 121日以 上の勤務 を有する 教育相談 支援員に 限る。)	教育相談支援 員が妻(届出を しないが事実 上の婚姻関係 と同様の事情 にある者を含 む。)の出産に 伴い勤務しな いことが相当 であると認め られる場合	教育委員会が定め る期間内における2 日(勤務日ごとの勤 務時間の時間数が 同一でない教育相 談支援員にあって は、その者の勤務時 間を考慮し、教育委 員会が定める時間) の範囲内の時間	略		
育児休暇 (任用期 間6箇月 以上の教 育相談支 援員で週 3日以上 又は年 121日以 上の勤務 を有する 教育相談 支援員に 限る。)	生後満1年6月 に達しない子 を育てるため 教育相談支援 員が申し出た 場合	1日2回それぞれ60 分以内の申し出た 期間(当該教育相談 支援員の配偶者が、 当該教育相談支援 員がこの休暇を使 用しようとする日 におけるこの休暇 (これに相当する休 暇を含む。)を承認 され、又は労働基準 法第67条の規定に より同日における 育児時間(他の法律 等の規定によるこ れに相当する時間 を含む。)を請求し た場合は、1日2回そ れぞれ60分から当 該承認又は請求に 係る各回ごとの期 間を差し引いた期 間を超えない期間)	略			育児休暇 (任用期 間6箇月 以上の教 育相談支 援員で週 3日以上 又は年 121日以 上の勤務 を有する 教育相談 支援員に 限る。)	生後満1年に達 しない子を育 てる教育相談 支援員が、その 子の保育のた めに必要と認 められる授乳 等を行う場合	1日2回それぞれ30 分以内の期間(男性 の当該教育相談支 援員にあっては、その子 の当該教育相談支 援員以外の親が当 該教育相談支援員 がこの号の休暇を 使用しようとする 日におけるこの号 の休暇(これに相当 する休暇を含む。)を 承認され、又は労働 基準法第67条の 規定により同日に おける育児時間を 請求した場合は、1 日2回それぞれ30分 から当該承認又は 請求に係る各回ご との期間を差し引 いた期間を超えな い期間)	略		
育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談支援員 で週3日 以上又は	教育相談支援 員の配偶者が 出産する場合 であってその 出産予定日の8 週間(多胎妊娠 の場合にあっ ては、14週間)	当該期間内におけ る5日の範囲内の期 間	略			育児参加 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談支援員 で週3日 以上又は	教育相談支援 員の妻(届出を しないが事実 上の婚姻関係 と同様の事情 にある者を含 む。)が出産す る場合であっ	当該期間内におけ る5日の範囲内の期 間	略		

改 正 案					現 行				
年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談支援員 に限る。)	前の日から当 該出産の日以 後1年を経過す る日までの期 間にある場合 において、当該 出産に係る子 又は小学校就 学の始期に達 するまでの子 (配偶者の子を 含む。)を養育 する教育相談 支援員が、これ らの子の養育 のため勤務し ないことが相 当であると認 められる場合				年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談支援員 に限る。)	てその出産予 定日の8週間 (多胎妊娠の場 合にあっては、 14週間)前の日 から当該出産 の日以後1年を 経過する日ま での期間にあ る場合におい て、当該出産に 係る子又は小 学校就学の始 期に達するま での子(妻の子 を含む。)を養 育する教育相 談支援員が、こ れらの子の養 育のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合			
子の看護 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談支援員 で週3日 以上又は 年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談支援員 に限る。)	義務教育終了 までの子(配偶 者の子を含 む。)を養育す る教育相談支 援員が、その子 の看護(負傷 し、若しくは疾 病にかかった その子の世話 又は疾病の予 防を図るため にその子に予 防接種又は健 康診断を受け させることを いう。)のため 勤務しないこ とが相当であ ると認められ る場合	一の年に おいて5日 (義務教育 終了)まで の子が2人 以上の場合 にあっては 10日。(その者の 勤務時間を考慮し、 教育委員会が定め る時間)の 範囲内の 期間)	略	略	子の看護 休暇(任 用期間6 箇月以上 の教育相 談支援員 で週3日 以上又は 年 121 日 以上の勤 務を有す る教育相 談支援員 に限る。)	中学校卒業ま での子(配偶 者の子を含む。) を養育する教 育相談支援員 が、その子の看 護(負傷し、若 しくは疾病に かかったその 子の世話又は 疾病の予防を 図るためにそ の子に予防接 種又は健康診 断を受けさせ ることをい う。)のため勤 務しないこ とが相当であ ると認められ る場合	一の年に おいて5日 (中学校卒 業)までの 子が2人 以上の場合 にあって は10日。 (その者の 勤務時間を考慮し、 教育委員会が定め る時間)の 範囲内の 期間)	略	略
略	略	略			略	略	略		
略	略			略	略	略			略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略		略	略	略	略		略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

(5) おいらせ町ICT支援員設置要綱 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第14条 ICT支援員であつて、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしているICT支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないICT支援員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>給与条例第26条第2項本文の期末手当基礎額に係る支給割合</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条に定める額とする。 4 前3項に定めるほか、ICT支援員の期末手当の支給については、<u>給与条例の規定による期末手当の例による。</u> (勤勉手当) <u>第14条の2 ICT支援員であつて、基準日にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、勤勉手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしているICT支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないICT支援員については支給しない。</u> 2 勤勉手当の額は、基準日において勤勉手当基礎額に第4項の期間率及び第5項の成績率を乗じて得た額とする。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条に定める額とする。 4 勤勉手当の期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。	(期末手当) 第14条 ICT支援員であつて、6月1日及び12月1日(以下<u>この条において</u>「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることが見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしているICT支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないICT支援員については支給しない。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条に定める額とする。 4 前3項に定めるところによるほか、ICT支援員の期末手当の支給については、<u>常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。</u>

改 正 案	現 行
(1) 6 箇月 100 分の 100 (2) 5 箇月 15 日以上 6 箇月未満 100 分の 95 (3) 5 箇月以上 5 箇月 15 日未満 100 分の 90 (4) 4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80 (5) 4 箇月以上 4 箇月 15 日未満 100 分の 70 (6) 3 箇月 15 日以上 4 箇月未満 100 分の 60 (7) 3 箇月以上 3 箇月 15 日未満 100 分の 50 (8) 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満 100 分の 40 (9) 2 箇月以上 2 箇月 15 日未満 100 分の 30 (10) 1 箇月 15 日以上 2 箇月未満 100 分の 20 (11) 1 箇月以上 1 箇月 15 日未満 100 分の 15 (12) 15 日以上 1 箇月未満 100 分の 10 (13) 15 日未満 100 分の 5 (14) 0 日 0 5 勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 勤務成績が良好な ICT 支援員 100 分の 97.5 (2) 勤務成績が良好でない ICT 支援員 100 分の 86.5 以下 6 前 5 項に定めるほか、ICT 支援員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定による勤勉手当の例による。	

別表第 3 (第 6 条関係)

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特 別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略			
	略			
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	配偶者出産休暇 (任用期間 6 箇月以上の ICT 支援員で週 3 日以上又は年 121 日以上の勤務を有する ICT 支援員に限る。)	ICT 支援員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における 2 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない ICT 支援員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間	略
	育児休暇 (任用期間 6 箇月)	生後満 1 年 6 月に達しない子を育てるため	1 日 2 回それぞれ 60 分以内の申し出た期間(当該 ICT 支	略

別表第 3 (第 6 条関係)

区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特 別 休 暇	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略			
	略			
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	配偶者出産休暇 (任用期間 6 箇月以上の ICT 支援員で週 3 日以上又は年 121 日以上の勤務を有する ICT 支援員に限る。)	ICT 支援員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における 2 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない ICT 支援員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の時間	略
	育児休暇 (任用期間 6 箇月)	生後満 1 年に達しない子を育てる ICT 支	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間(男性の ICT 支援員に	略

改 正 案					現 行				
以上の I C T 支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する I C T 支援員に限る。)	I C T 支援員が申し出た場合	援員の配偶者が、当該 I C T 支援員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間(他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。)を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)			以上の I C T 支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する I C T 支援員に限る。)	援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	あつては、その子の当該 I C T 支援員以外の親が当該 I C T 支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)		
育児参加休暇(任用期間6箇月以上の I C T 支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する I C T 支援員に限る。)	I C T 支援員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する I C T 支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	略		育児参加休暇(任用期間6箇月以上の I C T 支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する I C T 支援員に限る。)	I C T 支援員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する I C T 支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	
子の看護休暇(任用期間6箇月以上の I C T 支援員で週3日以上又は年	義務教育終了までの子(配偶者の子を含む。)を養育する I C T 支援員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病	一の年において5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合にあつては10日。	略	略	子の看護休暇(任用期間6箇月以上の I C T 支援員で週3日以上又は年	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する I C T 支援員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にか	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあつては10日。	略	略

改 正 案					現 行				
121 日 以 上の勤務 を有する I C T 支 援員に限 る。)	にかかったそ の子の世話又 は疾病の予防 を図るために その子に予防 接種又は健康 診断を受けさ せることをい う。)のため勤 務しないこと が相当である と認められる 場合	(その者の 勤務時間 を考慮し、 教育委員 会が定め る時間)の 範囲内の 期間)			121 日 以 上の勤務 を有する I C T 支 援員に限 る。)	かったその子 の世話又は疾 病の予防を図 るためにその 子に予防接種 又は健康診断 を受けさせる ことをいう。)のため勤務し ないことが相 当であると認 められる場合	(その者の 勤務時間 を考慮し、 教育委員 会が定め る時間)の 範囲内の 期間)		
略	略	略			略	略	略		
略	略				略	略			
夏季休暇 (任用期 間6箇月 以上の I C T 支 援員で週3 日以上又 は年121 日以上の 勤務を有 する I C T 支 援員に限 る。)	略	一の年の6月から 10月までの期間内 における、週休日、 時間外勤務代休時 間が指定された勤 務日等、休日及び代 休日を除いて原則 として連続する 5 日(その者の勤務時 間を考慮し、教育委 員会が定める時間) の範囲内の期間 ただし、分割して使 用することができる ものとする。	略		夏季休暇 (任用期 間6箇月 以上の I C T 支 援員で週3 日以上又 は年121 日以上の 勤務を有 する I C T 支 援員に限 る。)	略	一の年の6月から 10月までの期間内 における、週休日、 時間外勤務代休時 間が指定された勤 務日等、休日及び代 休日を除いて原則 として連続する 4 日(その者の勤務時 間を考慮し、教育委 員会が定める時間) の範囲内の期間 ただし、分割して使 用することができる ものとする。	略	
略	略	略	略		略	略	略	略	
略	略	略	略		略	略	略	略	
略	略	略	略		略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略